

第1章 計画の基本的な考え方

1-1 計画策定の背景と目的

(1) 国内外の動向

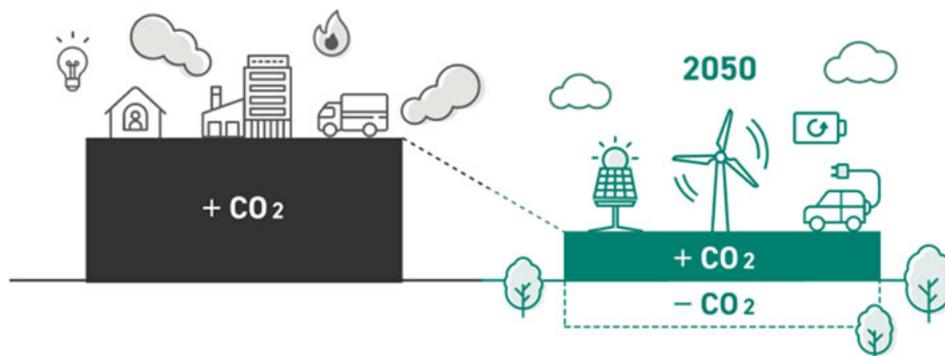
1) 脱炭素社会への転換

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

平成27(2015)年開催の「気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を掲げたパリ協定が国際条約としてはじめて採択されました。

また、平成30(2018)年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」では、CO₂排出量を令和32(2050)年頃に正味ゼロとすることが必要とされていると報告されるなど、世界各国でカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

さらに、令和3(2021)年開催の「気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)」で採択されたグラスゴー気候合意には、「1.5℃に抑える努力を追求することを決意する」と明記され、「1.5℃」が事実上の共通目標となりました。



資料：脱炭素ポータル

図 1-1 カーボンニュートラルのイメージ図

国は令和2(2020)年に「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。これを踏まえ、令和12(2030)年度の温室効果ガスの削減目標を平成25(2013)年度比で46%削減すること、さらに、50%の高みへ挑戦を続けていくことが示されました。また、令和32(2050)年までのカーボンニュートラルの実現を明記した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(改正温対法)」が、令和4(2022)年に施行されました。

東京都は令和元(2019)年に2050年CO₂排出実質ゼロを宣言するとともに「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、平均気温の上昇を1.5℃に抑え、令和32(2050)年にCO₂排出実質ゼロに向けた具体的な取組およびロードマップをまとめました。そして令和3(2021)年

には都内の温室効果ガス排出量を令和12(2030)年までに、平成12(2000)年比で50%削減する「カーボンハーフ」を表明し、令和4(2022)年2月に「2030年カーボンハーフに向けた取組の加速 -Fast forward to “Carbon Half”-」を策定しました。

こうしたカーボンニュートラルの流れの中で、本区を含めた831の地方公共団体が「ゼロカーボンシティ」の表明をしています(令和5(2023)年1月31日時点)。

2)気候変動への適応

COP26では、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロおよびその経過点である令和12(2030)年に向けて野心的な緩和策およびさらなる適応策を締約国に求めることが決定され、行動を加速させる必要があることが示されました。



資料:気候変動適応情報プラットフォーム

図 1-2 気候変動対策における緩和策・適応策

国内では、平成30(2018)年に気候変動の影響による被害の防止・軽減対策推進のために国、地方公共団体、事業者、国民が担うべき役割を明確化する「気候変動適応法」が施行されました。

それを受け、東京都は令和3(2021)年に「東京都気候変動適応計画」を策定し、この計画に記載された取組は「東京都気候変動適応計画アクションプラン2022」として令和4(2022)年度から3年間の取組予定として示されています。また、東京都は都内における気候変動影響および気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析および提供並びに技術的助言を行う拠点として、「東京都気候変動適応センター」を令和4(2022)年に設置しました。

3)「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)」

平成27(2015)年の国連サミットですべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」は、開発途上国向けであった「ミレニアム開発目標(MDGs)」の後継として定められた国際目標です。SDGsでは、すべての国が取り組むべき目標として17のゴールと169のターゲットが定められています。これらの目標達成には各国政府の取組だけでなく、地方公共団体や企業、個人の行動が求められており、さまざまな取組が進められています。令和元(2019)年に改定された「SDGs実施指針」では、日本の8つの優先課題が示されており、「省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会」、「生物多様性、森林、海洋等の環境保全」のような環境分野の課題が含まれています。

【SDGs実施指針改定版 8つの優先課題】

- 1 あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現
- 2 健康・長寿の達成
- 3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
- 4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
- 5 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
- 6 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
- 7 平和と安全・安心社会の実現
- 8 SDGs実施推進の体制と手段

 <p>1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
 <p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>4. 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	 <p>6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
 <p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>8. 働きがいも 経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
 <p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	 <p>10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p>12. つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	 <p>14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>15. 緑の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	 <p>16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	

資料：外務省「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ 仮訳」

図 1-3 SDGsの17ゴール

4)第五次環境基本計画

国は平成30(2018)年に、「SDGs」や「パリ協定」等の国際情勢を踏まえた、環境政策の方向性を定める「第五次環境基本計画」を閣議決定しました。この計画では、複数分野をまたぐ6つの「重点戦略」(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)を設定し、環境政策による経済・社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の同時解決の実現、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことを目指しています。

その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合う取組を推進することを示しています。



資料：環境省「第五次環境基本計画」

図 1-4 地域循環共生圏のイメージ図

5)新型コロナウイルス(COVID-19)感染症

世界規模で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症により、我が国では令和2(2020)年4月に緊急事態宣言が発出されました。3密(密閉・密集・密接)を避けることなどが求められ、時間差通勤やテレワーク、ワーケーション等、新しい生活様式や働き方が提唱されました。

新型コロナウイルス感染症により後退した経済の回復と気候変動対策等を融合させ、持続可能な経済社会の実現を目指す「グリーンリカバリー」を意識した景気刺激策が各国で打ち出されています。

(2) 区のこれまでの取組と計画策定の目的

このような状況のなか、平成30(2018)年3月に区が策定した「中央区環境行動計画2018」が令和4(2022)年度末をもって前期期間が満了となりました。この間、中央区一般廃棄物処理基本計画をはじめとする、区内関連計画の改定が行われました。これらの内容を反映させるとともに、国内外の情勢変化や令和3(2021)年3月に表明した「ゼロカーボンシティ中央区宣言」を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策をより強力に進めていく必要があります。

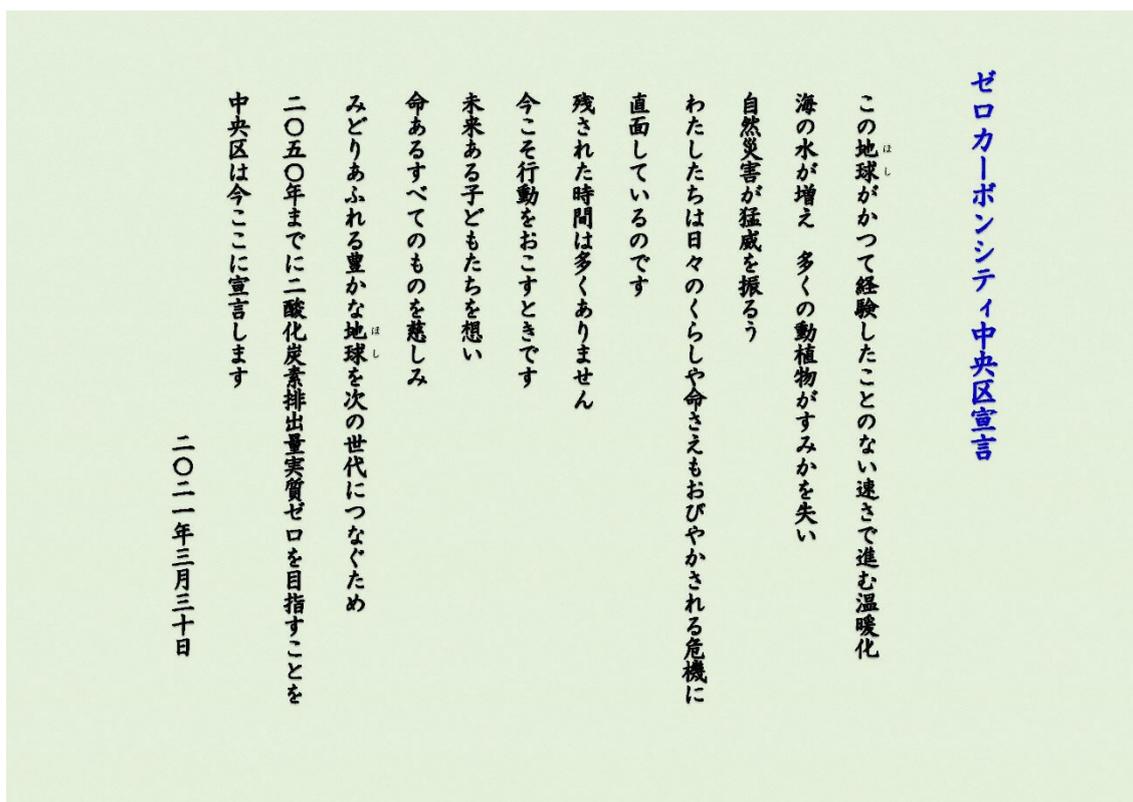


図 1-5 ゼロカーボンシティ中央区宣言

【ゼロカーボンシティ中央区宣言のロゴマーク】

各主体が一丸となってゼロカーボンシティ中央区宣言に掲げる「二酸化炭素排出量実質ゼロ」を達成するため、目標の共有及び脱炭素に対する意識の向上を図ることを目的として作成しました。

デザインイメージ

- ・アラビア数字「0」を使うことで目標を視覚的に認知
- ・「0」を掛け合わせた中心部分が区のシンボルマークのシルエット



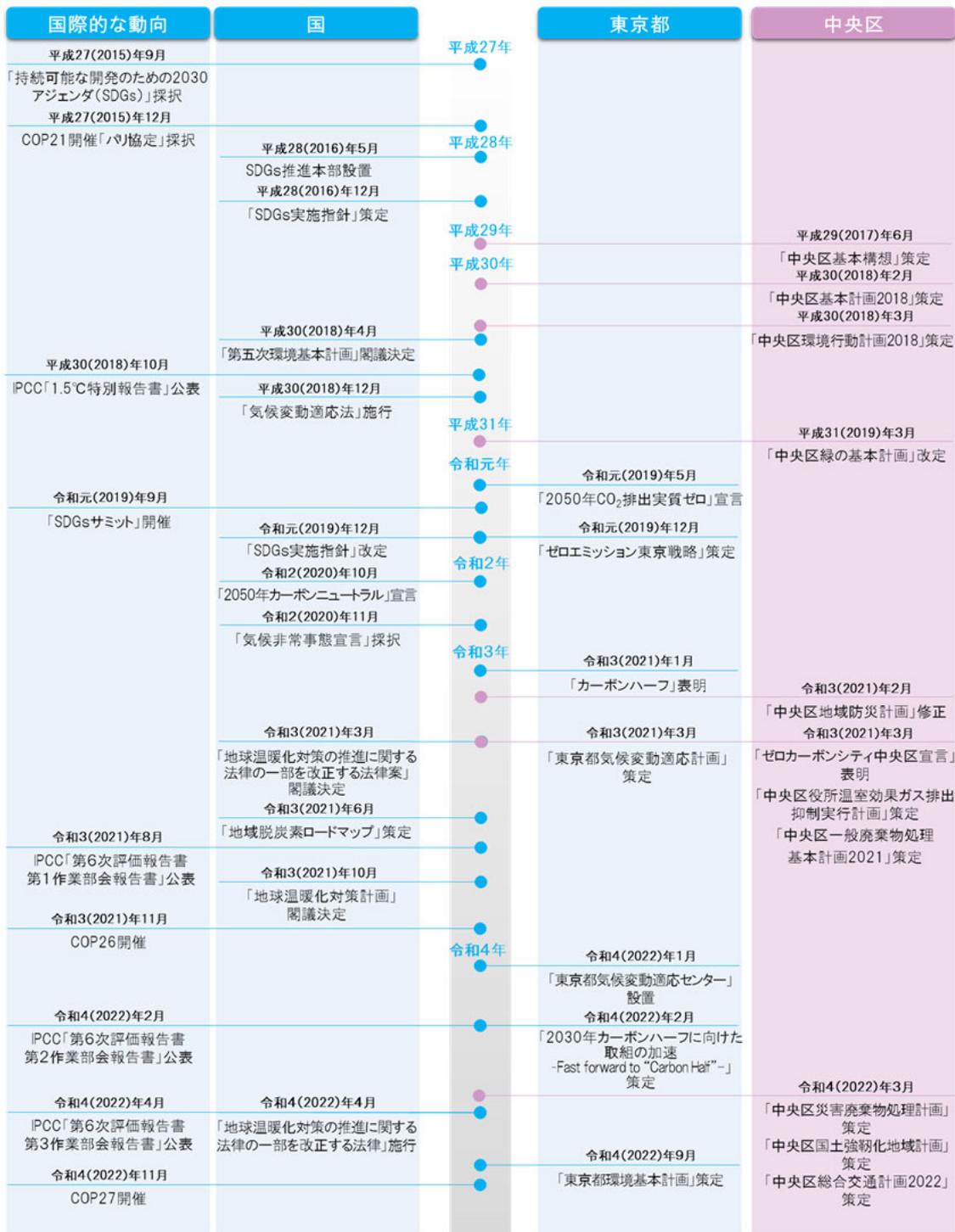


図 1-6 近年の環境に関する主なできごと

◆ 1-2 計画の位置づけと役割

本計画は、環境基本法に基づき策定する計画です。また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」および気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」も含んでおり、「中央区基本構想」および「中央区基本計画」を環境施策の側面から補完するものです。そのため、区の施策を環境という視点から体系化するとともに、区が策定する個別計画や事業との整合・連携を図りながら、環境保全に関する基本的方向を示すものです。なお、「地方公共団体実行計画(区域施策編)」に基づく削減目標や施策・取組等については別冊で詳細を掲載します。「地域気候変動適応計画」に基づく施策・取組は、後述する基本目標2に該当します。



図 1-7 計画の位置づけイメージ

◆ 1-3 計画の期間

令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間とし、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5カ年を「前期」、令和10(2028)年度から令和14(2032)年度までの5カ年を「後期」とします。前期終了後には中間評価を実施するとともに、計画期間中であっても社会状況の変化に応じて、計画の見直しを行います。地方公共団体実行計画(区域施策編)に該当する部分については、目標年度である令和12(2030)年度をもって見直しを行います。

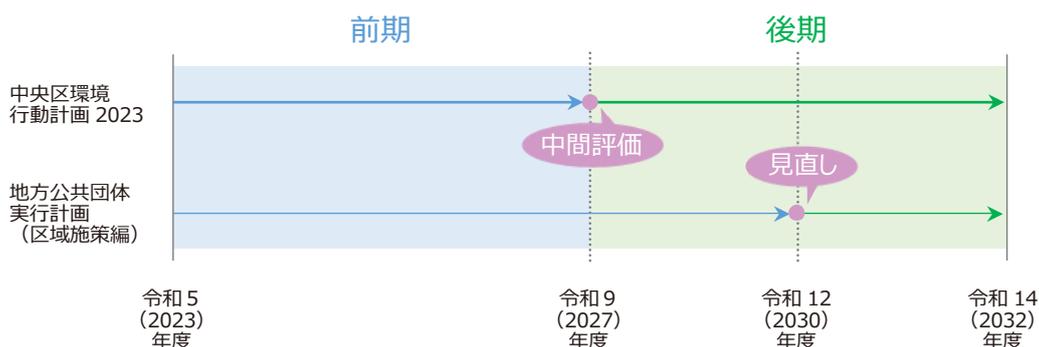


図 1-8 計画期間のイメージ

◆ 1-4 計画の構成

本計画で目指す「望ましい環境像」や各章等、本計画の構成を図示します。



本計画は、本編と別冊による2部構成とします。

本編では、本計画の位置づけや役割等の基本的な考え方のほか、現状と課題を整理した上で、本区が実現を目指す望ましい環境像と6つの基本目標を設定します。さらに、基本目標の達成に向けて施策を設定するとともに、計画の進捗管理の手法を整理します。

本編に付属する資料編は、その内容を補足する位置づけです。本計画策定において実施した調査結果および策定経過に関する事項、用語解説を整理します。

別冊においては、脱炭素社会の実現に向けて、着実に取組を推進するため、ロードマップや気候変動(緩和策)に関わる具体的な取組等を詳細に掲載します。

構成	掲載内容
本編	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本的な考え方 ・現状と課題 ・環境像と基本目標 ・基本目標達成のための施策 ・地球温暖化対策実行計画区域施策編について ・計画の進捗管理
[付属] 資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区環境行動計画推進委員会の設置について ・中央区環境行動計画 2023 策定までの経過について ・中央区環境行動計画 2023 策定に伴う意識調査について ・二酸化炭素排出量の算定方法について ・気候変動将来予測および影響評価について ・環境用語集
別冊	<ul style="list-style-type: none"> ・本区の二酸化炭素の排出状況と課題 ・再生可能エネルギー導入状況 ・二酸化炭素排出量の削減目標と考え方 ・脱炭素社会に向けたロードマップ ・気候変動(緩和策)に関する施策・取組 ・各施策の二酸化炭素排出量の削減効果 ・各主体の取組